



令和8年度

# 空き家対策支援事業



空き家とは、1年以上使用していない建物のことです。空き家のまま放置すると様々なトラブル（野生動物がすみつく・庭木の不適切管理・不審者・放火など）が発生する可能性があります。

全国的に空き家は年々増加し、更なる所有者の適正な管理が求められています。

空き家を適正に管理するための「令和8年度事業」を紹介します。

## やすぎ空き家みまもり支援制度

空き家の適正管理を促進するため、空き家を管理する市内事業者を市が登録し、空き家所有者からの相談に応じて、空き家管理事業者を紹介します。

市はホームページへの掲載や対面相談を通じてマッチングを支援します。

詳しくはホームページ（右2次元コード）を確認ください。



## 空き家管理業務

- ①外観調査 ②家屋の通風 ③水道の通水
- ④敷地内・家屋の清掃 ⑤雨漏りの確認
- ⑥庭木の剪定 ⑦除草 ⑧家財の処分
- ⑨建物の修繕 ⑩害虫駆除 ⑪その他（郵便物の転送、除雪、水道管の凍結防止など）

※空き家管理事業者も随時募集しています。

※市は登録事業者を紹介するものであり、斡旋・指定等はいりません。

## 老朽危険空き家等除却助成事業

住民の居住環境と安全性の向上を図り、安全安心なまちづくりを進めるため、老朽化による倒壊等の危険性がある不良木造住宅や、耐震性のない空き家の除却費用の一部を助成します。

右記のほかにも要件があります。詳しくはホームページ（右2次元コード）を確認ください。



**対象者** 市税の滞納がない個人のうち、老朽危険空き家等の所有者・相続人・土地所有者

**対象住宅** ①不良木造住宅 ②空き建築物  
③旧耐震基準建築物である空き家住宅

**助成額**（令和8～10年度に限る）

- ①②限度額120万円  
（対象工事に要する費用の4/5以内）
- ③限度額100万円  
（対象工事に要する費用の1/3以内）

## 空き家除却後の土地の固定資産税軽減制度

住宅を除去（解体）して更地にすると「住宅用地の特例」がなくなり、土地の固定資産税は最大で4.2倍になります。

空き家の除却（解体）を促進するため、令和8年から令和10年12月末までに空き家を解体した場合に限り、最大3年間、解体しなかった場合の税額まで軽減します。

**対象建物・土地** 使われていない空き家（おおむね1年以上）を解体し、住宅用地特例が解除された土地

**対象要件、減免額、対象期間など**

詳しくはホームページ（右2次元コード）を確認ください。



## 問い合わせ

■空き家に関すること

建築住宅課 空き家対策係 ☎23-3343

■税に関すること

税務課 固定資産税係 ☎23-3051